

岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱

平成30年3月29日決裁

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 本市の強みである中四国への交通アクセスの良さや自然災害の少なさ、人材の豊富さなどを活かして、物流施設の誘致を促進し、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において岡山市物流施設誘致促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものを除くほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 公的団体 岡山県、岡山市、岡山県土地開発公社、岡山市土地開発公社をいう。
- (2) 公的団地 公的団体が造成し又は分譲している一団の産業団地をいう。
- (3) 公的団地用地 公的団体から直接企業が取得した公的団地内の土地をいう。
- (4) 民有地 公的団地用地以外の土地をいう。
- (5) 物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業を営む者が自ら使用するために建設（新設又は増設をいう。）をする倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設をする倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除くものいう。
- (6) 遊休地 第3条に規定する補助対象事業を行う者が取得した民有地であって、当該民有地を取得した日から3年を超えて当該民有地の全部が当該者（当該民有地を貸し付けている場合にあつては、当該民有地を借り受けている者を含む。）の事業の用に供されていないものをいう。
- (7) 取得 土地を新たに所有又は賃借することをいう。
- (8) 新設 新たに用地を取得し、又は遊休地において物流施設を建設することをいう。
- (9) 増設 認定物流施設において、新設後、当該物流施設の拡張を目的として行う事業であつて、次

に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。

ア 敷地内に物流施設を建設するもの。

イ 認定物流施設の隣接地を取得し、物流施設を建設するもの。

(10) 認定物流施設 第7条の認定を受けた補助対象事業の目的となっている物流施設をいう。

(11) 立地協定 物流施設の新設又は増設にあたり、岡山市と補助事業者が締結する協定をいう。

(12) 立地決定日 立地協定日、土地売買契約日、賃貸借契約日、事業用定期借地権等設定契約日、第7条の認定を受けた日のいずれか早い日又は市長の認める日をいう。

(13) 常用雇用者 認定物流施設に従事するために当該企業に雇用される者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 県内に住所又は居所を有すること。

イ 雇用期間の定めのないこと。

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者であること。

(14) 新規常用雇用者 常用雇用者のうち次のいずれかに該当する者をいう。

ア 立地決定日から奨励金の交付申請を行う日までの間に新たに雇用された者

イ 立地決定日前に既に当該企業に雇用されている者で、立地決定日から奨励金の交付申請を行う日までの間に、新たに県内に住所又は居所を定めた者（立地決定日前に既に認定物流施設に従事している者を除く。）

（補助対象事業）

第3条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において物流施設を立地して行う事業であつて、次に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。

(1) 公的団地用地に物流施設を新設又は増設する場合にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業

ア 新設をする場合にあつては用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合にあつては当該物流施設の新設をするために用地を取得した日から10年以内に建設に着手すること。

イ 取得用地面積が1,000m²以上であること（ただし、増設をする場合を除く）。

ウ 補助対象事業に伴う固定資産投資額が5億円（中小企業にあつては2億円）以上であること。

エ 物流施設の操業に伴い新規常用雇用者を10人（中小企業にあつては5人）以上配置すること。

(2) 民有地（遊休地を除く。）に物流施設を新設又は増設する場合にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業

ア 新設又は増設する物流施設が次のいずれかの要件を満たすこと。

- (ア) 岡山市市街化調整区域の地区計画運用指針（平成26年4月1日施行）第13条第5号の産業振興型地区計画が定められた区域内に新設又は増設する物流施設であって、当該計画に定められた内容に適合したもの
 - (イ) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当する物流施設であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号の開発審査会の議を経て同法第29条又は第43条に規定する許可を受けたもの
 - (ウ) 都市計画区域外において、新設又は増設する物流施設であること
 - (エ) (ア)又は(イ)に準ずる手続を経て新設又は増設する物流施設であって、市長が認めるもの
- イ 新設をする場合にあつては用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合にあつては当該物流施設の新設をするために用地を取得した日から10年以内に建設に着手すること。
- ウ 取得用地面積が5,000m²以上であること（ただし、増設をする場合を除く）。
- エ 補助対象事業に伴う固定資産投資額が5億円（中小企業にあつては2億円）以上であること。
- オ 物流施設の操業に伴い新規常用雇用者を10人（中小企業にあつては5人）以上配置すること。
- (3) 遊休地に物流施設を新設又は増設する場合にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業
- ア 新設又は増設する物流施設が次のいずれかの要件を満たすこと。
- (ア) 岡山市市街化調整区域の地区計画運用指針（平成26年4月1日施行）第13条第5号の産業振興型地区計画が定められた区域内に新設又は増設する物流施設であって、当該計画に定められた内容に適合したもの
 - (イ) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当する物流施設であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号の開発審査会の議を経て同法第29条又は第43条に規定する許可を受けたもの
 - (ウ) (ア)又は(イ)に準ずる手続を経て新設又は増設する物流施設であって、市長が認めるもの
- イ 増設をする場合にあつては当該物流施設の新設をするために建設工事に着手した日から10年以内に建設に着手すること。
- ウ 取得用地面積が5,000m²以上であること（ただし、増設をする場合を除く）。
- エ 補助対象事業に伴う固定資産投資額が5億円（中小企業にあつては2億円）以上であること。
- オ 物流施設の操業に伴い新規常用雇用者を10人（中小企業にあつては5人）以上配置すること。

(補助事業者)

第4条 補助対象事業を行う者は、市内に物流施設を建設して事業を行う者であつて、次の各号のいずれにも該当し、かつ、あらかじめ市長の認定を受けた者とする。

- (1) 奨励金の認定申請時において、当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続して営んでいる営利法人であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受けたことがある場合、当該取消しの日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過していること。

(補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度(国、県等が行う企業誘致のための補助制度を除く。)の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(認定の申請)

第6条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、原則として物流施設の建設工事に着手する日の前日までに認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 新設(増設)物流施設建設計画書(図面添付のこと。)
- (3) 用地の取得及び面積を証する書類又は用地の取得、面積及び造成計画書
- (4) 固定資産投資額の一覧表
- (5) 雇用者の雇入れに関する計画書
- (6) 定款
- (7) 法人の登記事項証明書(発行から3箇月以内のものに限る)
- (8) 申請時前3箇年分の営業報告書
- (9) 市税を完納していることを証明できる書類(発行から3箇月以内のものに限る)
- (10) 市内の物流施設等の全部又は一部を用途廃止する場合は、廃止する物流施設等の固定資産評価額等に関する証明書(発行から3箇月以内のものに限る)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の認定)

第7条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助対象事業の認定を行い、認定申請を行った者に対し認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定により認定の通知を受けた者（以下「認定企業」という。）が、認定物流施設の建設の内容を変更しようとするときは、原則として当該変更内容を実施する日の30日前までに変更認定申請書（様式第3号）を、認定物流施設の建設を中止し、又は廃止しようとするときは、認定物流施設建設中止（廃止）届出書（様式第3号の2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を認めるときは、補助対象事業の変更認定を行い、当該認定企業に変更認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により認定物流施設建設中止（廃止）届出書を提出し、当該届出書が市長に到達したときは、何らの手続を要せず前条の認定は効力を失うものとする。

（地位の承継）

第9条 合併、譲渡その他の事由により、認定企業の地位の承継が生じる場合には、認定企業地位承継届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定企業の地位を承継した者は、規則及びこの要綱を遵守しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は第8条第2項の変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 変更手続によることなしに認定された内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (5) 補助対象事業が中止又は廃止の状態にあると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、当該認定企業に書面により速やかに通知するものとする。

（奨励金の額等）

第11条 奨励金の種類、用途、金額、補助率及び限度額等は、別表第1及び別表第2に定めるところによるものとする。

2 前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合には、奨励金の種類ごとにその額を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第12条 奨励金の交付申請は、規則及びこの要綱の定める条項の適用を受けることについて同意した上で、奨励金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、認定物流施設において操業又は事業を開始した

日から1年6箇月を経過する日までの間とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業概要書
- (2) 新設（増設）物流施設建設概要（図面添付のこと。）
- (3) 用地の取得及び面積を証する書類
- (4) 固定資産投資額の一覧表及び投資額を確認できる書類
- (5) 新規常用雇用者一覧表
- (6) 新規常用雇用者が岡山県内に住所又は居所を有することを証明する書類（発行から3箇月以内のものに限る）
- (7) 新規常用雇用者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることを証明する書類
- (8) 障害者雇用がある場合は、障害者手帳の写し又はその他障害の証明できる書類
- (9) 市発行の土地及び家屋に係る固定資産評価証明書（発行から3箇月以内のものに限る）
- (10) 定款
- (11) 法人の登記事項証明書（発行から3箇月以内のものに限る）
- (12) 申請時前3箇年分の営業報告書
- (13) 市税を完納していることを証明できる書類（発行から3箇月以内のものに限る）
- (14) 市内の物流施設等の全部又は一部を用途廃止する場合は、廃止する物流施設等の固定資産評価額等に関する証明書
- (15) その他市長が必要と認める書類

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（交付決定及び額の確定）

第13条 市長は前条第1項の規定による奨励金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、補助事業者に対し奨励金交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第14条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（奨励金の交付及び実績報告）

第15条 補助事業者は、第13条の規定による奨励金の交付の決定及び額の確定があったときには、奨励金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに請求者に奨励金を交付するものとする。

3 規則第16条第1項に規定する補助金実績報告書の提出は要しない。

(事業の中止又は廃止)

第16条 補助事業者は、認定物流施設の事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに事業（中止・廃止）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し)

第17条 市長は、規則第20条第1項各号に定めるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 認定物流施設の操業又は事業の開始後10年以内に操業若しくは事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

(奨励金の返還)

第18条 市長は、奨励金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、補助事業者に対し奨励金返還命令書（様式第10号）により納付期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金等)

第19条 補助事業者は、第17条及び規則第20条第1項に定める事由による取消しを受けた場合において、前条の規定による奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた奨励金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、奨励金の交付の対象となった認定物流施設を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、岡山市物流施設誘致促進奨励金対象財産の処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、認定物流施設の操業又は事業開始後10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分の場合については、この限りでない。

(報告, 調査)

第21条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告及び必要な書類の提出を求め、又はそれに基づく調査をすることができる。

2 前項の場合においては、補助事業者はこれに協力するものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山市物流施設促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山市物流施設促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山市物流施設促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山市物流施設促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

別表第1（第11条関係）

公的団地用地及び民有地（遊休地を除く。）に物流施設を新設又は増設する場合

種 類	建物補助金	土地補助金	人材確保奨励金
使 途	物流施設の建設整備	土地の取得	新規常用雇用
金 額	家屋に係る固定資産評価額に 下欄の補助率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額に 下欄の補助率を乗じて得た額	新規常用雇用者のうち市内に 住所を有する者の数に下欄の 金額を乗じて得た額
新 設 補助率	100分の9	100分の3	20万円 (障害者は40万円)
増 設 補助率	100分の4.5	/	20万円 (障害者は40万円)
限度額	建物補助金と土地補助金の合計額 3億円（増設は1.5億円）		認定通知書記載金額

備考

- 1 奨励金の額は、建物補助金、土地補助金及び人材確保奨励金を合計した額とする。
- 2 この表において「固定資産評価額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により決定し、同法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものをいう。
- 3 この表において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。

別表第2（第11条関係）

遊休地に物流施設を新設又は増設する場合

種 類	建物補助金	人材確保奨励金
使 途	物流施設の建設整備	新規常用雇用
金 額	家屋に係る固定資産評価額に下欄の補助率を乗じて得た額	新規常用雇用者のうち市内に住所を有する者の数に下欄の金額を乗じて得た額
新 設 補助率	100分の4.5	20万円 (障害者は40万円)
増 設 補助率	100分の4.5	20万円 (障害者は40万円)
限度額	1.5億円	認定通知書記載金額

備考

- 1 奨励金の額は、建物補助金、土地補助金及び人材確保奨励金を合計した額とする。
- 2 この表において「固定資産評価額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により決定し、同法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものをいう。
- 3 この表において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。